

令和2年6月議会

議案説明資料

議案第128号

令和2年度福岡市一般会計補正予算案（第4号）・・・1頁

議案第141号

留守家庭子ども会室用建物の取得について・・・5頁

こども未来局

1. 歳入歳出予算補正

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地方債
		千円	千円	千円	千円	千円
6 5 9	3款 こども育成費 1項 こども育成費					
	1目 こども育成総務費	4,077,686	7,196	4,084,882	7,196	-
	2目 こども育成支援費	119,177,684	2,050,883	121,228,567	2,050,883	-
	4目 母子保健費	2,881,158	150,799	3,031,957	150,799	-
	その他の科目 (本補正外)	607,502	-	607,502	-	-
	計	126,744,030	2,208,878	128,952,908	2,208,878	-

の財源内訳			説明
財源		一般財源	
その他	計		
千円	千円	千円	
-	7,196	-	<p>一般職職員給与費等の追加 7,196 千円</p> <p>給与費等 ひとり親世帯臨時特別給付金支給事務に係る 職員手当等の追加</p> <p>(関連歳入 (19)国庫支出金 7,196 千円) 母子家庭等対策総合支援事業費補助金</p>
-	2,050,883	-	<p>児童手当等の追加 2,050,883 千円</p> <p>・ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給</p> <p>(関連歳入 (19)国庫支出金 2,050,883 千円) 母子家庭等対策総合支援事業費補助金</p>
-	150,799	-	<p>母子保健費の追加 150,799 千円</p> <p>健康診査事業費 ・乳幼児健診 新型コロナウイルス感染症対策のため、集 団健診から個別健診への変更に伴う費用の 増</p> <p>(関連歳入 (19)国庫支出金 150,799 千円) 母子保健費補助金 75,399 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金 75,400</p>
-	-	-	
-	2,208,878	-	

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給するもの。

2 支給対象者

＜児童扶養手当受給世帯等への給付＞（基本給付）

- (1) 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- (2) 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

＜収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付＞（追加給付）

上記(1)(2)の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった方

3 支給額

＜児童扶養手当受給世帯等への給付＞（基本給付）

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

＜収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付＞（追加給付）

1世帯5万円

4 支給方法

口座振込

5 スケジュール

令和2年8月以降、順次支給予定

乳幼児健診の個別健診について

1 概要

新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、休止している集団健診の代替措置として、4か月児、1歳6か月児の健診について、集団健診を再開するまでの間、医療機関での個別健診に変更するもの。

2 対象児童

(1) 4か月児健診

福岡市内に居住する生後おおむね4か月から6か月の児童

※生後10か月未満まで受診可

(2) 1歳6か月児健診

福岡市内に居住する生後おおむね1歳6か月から2歳未満の児童

※2歳を超えても一定期間受診可

3 受診方法

- ・ 対象者には「健診票（兼受診券）」を個別に郵送
- ・ 対象者は、実施医療機関の窓口に「健診票（兼受診券）」を提示することにより受診
- ・ すでに自己負担で受診した場合は、償還払いを実施

4 スケジュール

(1) 4か月児健診

令和2年5月25日開始

(2) 1歳6か月児健診

令和2年7月以降の開始に向けて調整中

※ 3歳児健診については、令和2年7月以降、感染予防対策を十分に講じた上での集団健診の再開に向けて調整中

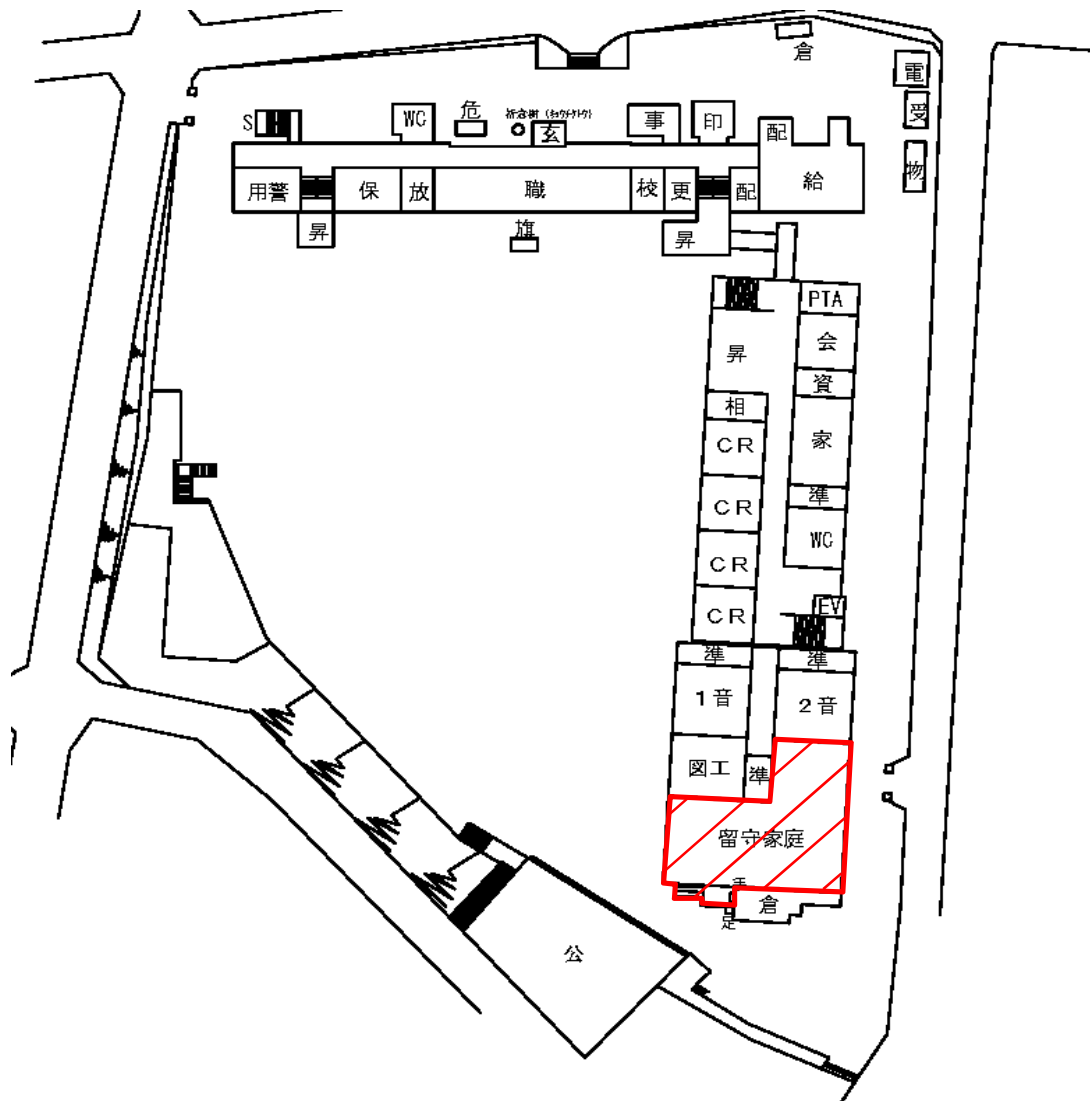
議案第 141号

留守家庭子ども会室用建物の取得について

議案番号	第141号
名称	留守家庭子ども会室用建物の取得について
理由	本件建物は、平尾小留守家庭子ども会室用として取得するものであるが、その予定価格が6,000万円以上であるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。
施設名	平尾小留守家庭子ども会室
建設年度	平成28年度・平成29年度・平成30年度
所在地	福岡市中央区平尾三丁目29番1号
取得する建物	留守家庭子ども会室 (鉄筋コンクリート造3階建の建物の1階部分の一部)
全体の面積	397.00㎡
今回取得面積	397.00㎡
留守家庭子ども会 買入価額	123,924,816円 (建物購入費122,896,930円, 利子1,027,886円)
取得の相手方	福岡市中央区長浜三丁目11番3号 公益財団法人 福岡市施設整備公社

注) 最終的な支払額は、上記買入価額に令和2年5月21日から支払完了日までの間において、公益財団法人福岡市施設整備公社が支払う利子相当額を加算した額となる。

平尾小学校 (留守家庭子ども会)



1階平面図

 : 今回取得部分